

## 子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)の概要

この基本指針は、新たな制度の下、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項並びに子ども・子育て支援事業計画（市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業計画）の記載事項等を定め、もって教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備その他法に基づく業務の円滑な実施が計画的に図られるようにすること等を目的とするものである。

### 第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

#### 1 法の目的

- ・ 「我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」（子ども・子育て支援法第1条）



言い換えれば

- ・ 行政が、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要である。

そうした取り組みを通じ、家庭を築き、子どもを産み育てるといふ人々の希望がかなえられるとともに、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければならない。

#### 2 法の目的を達成するために必要な事項

- ・ 子ども・子育て支援については、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする。
- ・ 社会的な支援の必要性の高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭が、身近な地域において、法に基づく給付その他の支援を可能な限り講ずること。
- ・ 親自身は、実際の子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、全ての子育て家庭を対象に、「親育ち」の過程を支援していくこと。

## 一 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境

- 1 就労の有無に拘わらず，子育ての負担や不安，孤立感が高まってきている。
- 2 少子化により，異年齢の中で育つ機会が減少している。



したがって

- 1 子ども同士が集団の中で育ち合うことができるように，
- 2 男女ともに保護者がしっかりと子どもと向き合い，喜びを感じながら子育てができるように，



そのためには

行政や地域社会をはじめ社会全体で支援していくことが必要である。

## 二 子どもの育ちに関する理念

発達とは，自然な心身の成長に伴い，人が能動性を発揮して周囲の環境と関わり合う中で，生活に必要な能力，態度等を獲得していく過程である。

とりわけ，乳幼児期は，心情，意欲，態度，基本的生活習慣等，生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期である。

### 1 乳児期

身近にいる特定の大人との愛着形成により，情緒的な安定が図られるとともに，身体面の著しい発育・発達が見られる重要な時期である。

### 2 幼児期（3歳まで）

基本的な身体機能や運動機能が発達するとともに，自我が育ち，強く自己主張をすることにより，徐々に人間関係を広げ，その関わりを通じて社会性を身に付けていく時期である。

### 3 幼児期（3歳以上）

豊かな感性とともに好奇心，探究心や思考力が養われ，それらがその後の生活や学びの基礎になるなど，人間関係の面でも日々急速に成長する時期である。



乳幼児を通じて

乳幼児期の発達は，連続性を有するものであるとともに，一人一人の個人差が大きいものであることに留意しつつ，乳幼児期の重要性や特性を踏まえ，発達に応じた適切な保護者の関わりや，質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ，その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要である。

### 4 学童期

自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み，心身の成長が著しい時期であり，学校教育とともに，さまざまな学習・体験・交流活動のための十分な機会を提供し，放課後における子どもの健全育成に適切に配慮することが必要である。



全期を通じて

乳時期におけるしっかりとした愛着形成，幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得，学童期における心身の健全な発達を通じて，一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに，自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが，社会全体の責任である。

### 三 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

子ども・子育て支援とは，保護者が子育ての第一義的責任を有するとの基本的認識を前提とし，保護者の育児を肩代わりするのではなく，保護者が子育てについての責任を果たすことや，子育ての権利を享受できよう支援していくことである。

このような基本的認識のもと，教育・保育施設を利用している家庭のみならず，在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象に，次の5点に留意することが重要である。

- ① 地域ニーズに応じた多様かつ総合的な支援を充実させること
- ② 妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくこと，保護者に対して相談や適切な情報提供を行うこと
- ③ 発達段階に応じた子どもとの関わり方について保護者を支援すること
- ④ 安全・安心な活動場所等の子どもの健全な発達のための良質な環境を整えること
- ⑤ 地域の人材を活用すること

### 四 社会のあらゆる分野における構成員の責務，役割

地域及び社会全体が，子育て中の保護者の気持ちを受け止め，寄り添い，支えることを通じ，保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ，そしてすべての子どもが大事にされ，健やかに成長できるような社会，すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す。

## 第二 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

- ・ 市町村における，子ども・子育て支援給付の保障，地域子ども・子育て支援事業の実施による妊娠・出産期からの切れ目のない支援。
- ・ 子ども・子育て支援に係る現在の利用状況，潜在的な利用希望を含めた利用希望の把握を前提とした教育・保育，地域子ども・子育て支援事業の量の見込み，提供体制の確保の内容，その実施時期等を盛り込んだ市町村子ども・子育て支援事業計画を作成及び質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の計画的な実施。
- ・ 子ども・子育て支援にあたっての関係者の連携及び協働  
〔 市町村内関係部局，市町村相互間，国と地方公共団体，  
教育・保育の提供及び地域子ども・子育て支援事業の実施に係る関係者 〕

### 第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

#### 一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

- ・ 現行の次世代育成支援行動計画に基づき実施している、次世代育成支援対策に係る分析・評価の実施。
- ・ 関連計画との間の調和、他の法律の規定による計画で、盛り込む内容が重複するものは、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして作成して差し支えない。

#### 二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

##### 1 教育・保育提供区域の設定

- ・ 保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を定め、区域設定の趣旨、区域の状況等を記載。
- ・ 区域は実態に応じて認定区分※ごと、地域子ども・子育て支援事業の区分ごとに設定することが可能となるが、共通の区域設定とすることが基本となる。

認定区分(子ども・子育て支援法第19条第1項)

1号 3～5歳 幼児期の学校教育のみ

2号 3～5歳 保育の必要性あり

3号 0～2歳 保育の必要性あり

基本として、保育の必要性がある子どもについて、「長時間」と「短時間」は区分しない

##### 2-(1) 各年度における教育・保育の量の見込み

- ・ 教育・保育の現在の利用状況、「利用希望把握調査」(ニーズ調査)等の分析・評価
- ・ 参酌基準を参考として、各年度における市町村全域及び教育・保育提供区域について、認定区分ごと(第3号認定子どもについては、年齢区分ごと)に必要な利用定員総数を定める。(必要利用定員総数の考え方を示すことが必要)

年齢区分：0歳と1～2歳

- ・ 満3歳未満の子どもの数全体に占める、認定子ども園、保育所または地域型保育事業にかかる第3号認定子どもの利用定員の割合(保育利用率)について、計画期間内の各年度における目標数値を設定。(満3歳未満の子どもで地域型保育事業の利用者が満3歳に到達した際に円滑に教育・保育施設に移行することが可能となるよう配慮が必要)
- ・ 社会的流出入等を勘案する場合には、算出根拠の透明化を図る。

##### 2-(2) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- ・ 目標として定めた「保育利用率」を踏まえ、「待機児童解消加速プラン」において目標年次としている平成29年度末までに、教育・保育提供区域ごと、認定区分ごとに各年度の量の見込みに対応する提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。
- ・ 当該市町村に居住する子どもについて、他の市町村の事業により教育・保育の利用を確保する必要があると見込まれる場合には、当該地の市町村と調整を行う。
- ・ 当分の間、市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等による保育の提供体制について、認定区分2号及び3号に定める確保の内容に加えて記載することが可能。



- ・ 保育の提供を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、情報の提供を適切に行う等、多様な事業者の参入を促進する工夫を図ることが可能。
- ・ 特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、特別な支援が必要な子どもの人数等の状況並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所における受け入れについて可能な限り把握し、必要な調整を行った上で、教育・保育の提供体制を確保。

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

基本的には、教育・保育の量の見込みと同様に作成

- ・ 放課後児童健全育成事業の実施にあたっては、児童館や放課後子ども教室等との連携に努めるとともに、学校等とも連携し、放課後や週末等における子どもの安全かつ安心な居場所づくりを推進することが必要。
- ・ 地域子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、妊娠期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携の確保が必要であるため、妊婦に対する健康診査をはじめ、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導その他の母子保健関連施策等を推進することが必要。

地域子ども・子育て支援事業一覧

- ① 利用者支援に関する事業 ★
  - ② 時間外保育事業 ★
  - ③ 放課後児童健全育成事業 ★  
※ 学年が上がるほど利用の減少傾向があること、概ね10歳前後までに遊びや生活面で自己管理が可能となる等自立が進むことに留意が必要。
  - ④ 子育て短期支援事業 ★
  - ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業
  - ⑥ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
  - ⑦ 地域子育て支援拠点事業 ★
  - ⑧ 一時預かり事業 ★  
※ 幼稚園における預かり保育の利用状況や利用希望を踏まえることが必要
  - ⑨ 病児保育事業 ★
  - ⑩ 子育て援助活動支援事業 ★
  - ⑪ 妊婦に対して健康診査を実施する事業
- ★ ニーズ調査等により把握した利用希望を勘案するよう示されているもの。

### 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- ・ 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援、その他地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方を記載。
- ・ 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の市町村が行う必要な支援に関する事項を定める。
- ・ 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策を定める。
- ・ 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携について、市町村における推進方策を定める。

### 三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

#### 1 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等

- ・ 法の根拠，基本理念，目的等

#### 2 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設または特定地域型保育事業の円滑な利用の確保

- ・ 育児休業満了時（原則1歳到達時）からの事業利用を希望する保護者が，希望に応じて事業を利用できるよう，情報提供や相談支援等，実情に応じた施策

#### 3 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

- ・ 児童虐待防止対策の充実，母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進，障害児施策の充実等について，都道府県が行う施策との連携

#### 4 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

- ・ 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について，各市町村の実情に応じた施策

### 四 都道府県子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項 ※略

### 五 都道府県子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項 ※略

### 六 その他

- ・ 子ども・子育て支援法の施行日（平成27年4月1日）の半年程度前までに概ねの案を取りまとめる。
- ・ 子ども・子育て支援法の施行日から5年を1期として作成。
- ・ 各年度において，施策の実施状況や費用の使途実績を点検，評価し，この結果を公表するとともに対策を実施。
- ・ 計画期間の中間年を目安とし，必要な場合は，計画の見直しを行う。
- ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画の都道府県への提出及び公表。

### 第四 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携

- ・ 市町村は，要保護児童や障がい児を含めた地域の子ども・子育て家庭を対象として子ども・子育て支援の基盤整備を行う。
- ・ 都道府県と連携し，支援を必要とする家庭に必要な支援が届くようにする。

### 第五 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

- ・ 国は，「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を踏まえ施策を推進する。

### 第六 その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

- ・ 地方版子ども・子育て会議の設置及び当該会議での子ども・子育て支援策の点検・評価，結果の公表